

鹿屋市農業後継者就農開始支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の減少及び高齢化が進む中であって、本市の農業を担う農業後継者の確保・育成を図るため、家族経営協定を締結し、農業後継者として位置付けられた後に経営を継承する者に対し、鹿屋市農業後継者就農開始支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「家族経営協定」とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する農業後継者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 農業経営主と令和元年度以降に家族経営協定を締結していること。
- (3) 認定農業者又は認定新規就農者であり、農業経営主から事業継承していること。
- (4) 農業経営主から事業継承した時点から起算し、5年以上営農する意思があること。
- (5) 農業経営主から事業継承した時点の年齢が50歳未満であること。
- (6) 過去に本要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 鹿屋市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱（平成24年鹿屋市告示第114号）に規定する鹿屋市農業次世代人材投資資金の交付を受けていないこと。
- (8) 鹿屋市農業経営開始資金交付要綱（令和4年鹿屋市告示第207号）に規定する鹿屋市農業経営開始資金の交付を受けていないこと。
- (9) 前年の補助対象者及び配偶者（同居又は生計を一にする別居の配偶者）の合計の所得が600万円以下であること。

(10) 市税の滞納がないこと。

(11) 農業経営主が認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者）であること。

(12) 農業経営主が人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）による人・農地プラン又は地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）による経営再開マスタープラン（以下合わせて「人・農地プラン」という。）に中心経営体として位置付けられている者又は地域農業経営基盤強化促進計画に農業を担う者として位置付けられている者であること。

(13) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 農業経営主が経営移譲前に行った直近の決算と比較し、10%以上所得が増額する計画であることが、補助対象者の農業経営改善計画又は青年等就農計画で確認できること。

イ 農業経営主の農地台帳等と比較し、10%以上経営面積が拡大する計画であることが、補助対象者の農業経営改善計画又は青年等就農計画で確認できること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農業後継者が経営移譲後に経営改善又は経営面積の規模拡大を図るために必要となる経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、50万円とする。

2 農業経営主から複数の農業後継者に事業継承する場合における補助金の額は、50万円を補助対象者数で除した額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて当該年度の12月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
 - (2) 農業経営改善計画又は青年等就農計画
 - (3) 家族経営協定書
 - (4) 税務署に提出する開業届、廃業届など事業継承をしたことが分かる書類
 - (5) 市税の滞納がないことを証明する書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市農業後継者就農開始支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段等により補助金を受けたと認めたとき。
- (2) 事業継承後5年以内に農業に従事しなくなったとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

鹿屋市農業後継者就農開始支援事業 事業計画書

No	補助対象者名	住所

1 事業継承に関すること

事業継承日		年 月 日
農業 経営 主	氏名	
	住所	
	農業経営改善計画認定番号	
農業 後 継 者	事業継承時の年齢	歳
	認定区分	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者
	認定日	年 月 日
	認定番号	
	補助実績	☐ 農業次世代人材投資事業（経営開始型）を受けていない ☐ 経営開始資金を受けていない

2 所得拡大又は経営面積拡大の目標に関すること

区分	計画内容			根拠資料等
□10%以上の所得 拡大	農業経営主 (直近の実績)	農業後継者 (目標)	拡大率	・農業経営主の直近の確定 申告書等 ・後継者の農業経営改善計 画又は青年等就農計画
	円	円	%	
□10%以上の経営 面積拡大	農業経営主 (直近の実績)	農業後継者 (目標)	拡大率	・農地台帳の写し ・後継者の農業経営改善計 画又は青年等就農計画
	a	a	%	

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長



鹿屋市農業後継者就農開始支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市農業後継者就農開始支援事業補助金について、鹿屋市新規就農者就農支援資金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、交付額は助成決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 交付の条件

鹿屋市農業後継者就農開始支援事業補助金交付要綱を遵守すること。